

列車内への危険物持込禁止のご案内

危険物の持ち込みは法令等により禁止されています
持ち込もうとする場合は列車への乗車をお断りします

× 危険物の代表例

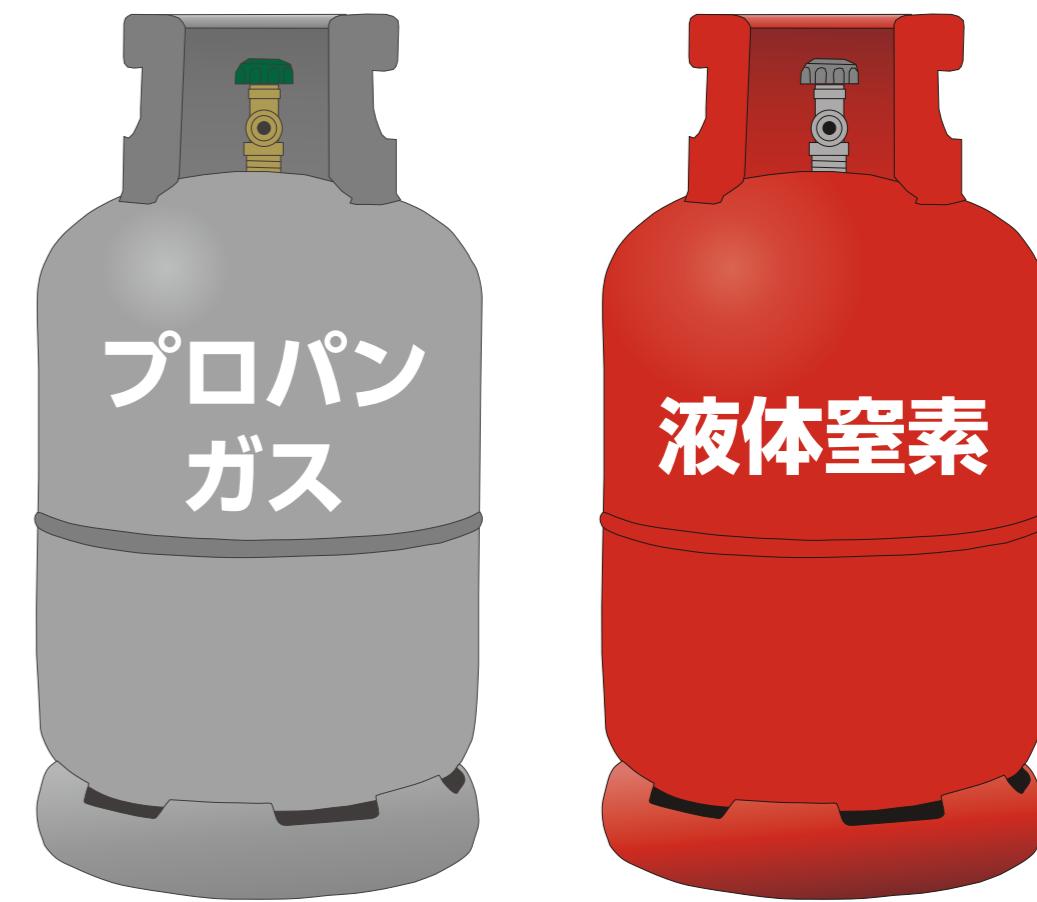
ガソリン、灯油、軽油
【可燃性液体】



クロロホルム、硝酸、塩酸
【毒物・劇物・酸類】



プロパンガス、液体窒素
【高圧ガス】



銅剤、水銀剤
【農薬】



弾薬、ダイナマイト
【火薬類】



ナイフ、包丁、ハサミ、のこぎりなど
【適切に梱包されていない刃物】



※対象とする刃物及び梱包方法は、「刃物を鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」(平成30年12月国土交通省鉄道局)によります。

上記のほか、お客さまに危害を及ぼすおそれのあるもの、
車内を破損するおそれのあるものなどは、持ち込みできません。

○ 例外的に持ち込み可能となる場合

危険物に指定される物品のうち、小売店等で購入可能な日常生活で
使用する製品、またはその成分として福岡市交通局が認めるもの

※他のお客さまに危害を及ぼすおそれがない量に限られます



危険物に関する
詳細はこちら



駅や列車で不審物を見つけた際は近づかず駅係員、乗務員にお知らせください

モバイルバッテリーや モバイルファンの 発火にご注意ください

利用方法によっては発火するなど、重大な事故につながる恐れがあります

